

# 給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

職 員 給 与 関 係

民 間 給 与 関 係

職員給与と民間給与との比較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勧 告



給与等に関する報告資料の説明	5
<b>1 職員給与関係</b>	
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37
<b>2 民間給与関係</b>	
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
その1 家族手当の支給状況	42
その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	42
その3 扶養家族の構成別支給月額	42
第15表 民間における住宅手当の支給状況	42
第16表 民間における特別給の支給状況	43
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	44
第19表 民間における定期昇給制度の状況	44
第20表 民間における定期昇給の実施状況	44
第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない	

時間外労働の割増賃金率の状況	45
第22表 民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務） の給与水準の状況	45
第23表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	46
その1 給与比較の対象職種	46
その2 給与比較の対象外職種	61
その3 再雇用者	62
〈参考〉 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	63
<b>3 職員給与と民間給与との比較</b>	
第24表 職員給与と民間給与との比較	66
<b>4 生計費関係</b>	
平成27年4月の標準生計費算定方法	68
第25表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成27年4月）	68
<b>5 労働経済指標</b>	
第26表 労働経済指標	70
<b>6 人事院勧告</b>	
〈参考〉 人事院勧告の骨子	74

# 給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

## 第1 平成27年人事統計に関する報告

### 1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成27年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

### 2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

### 4 集計

集計作業は、総務部情報システム課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

## 第2 平成27年職種別民間給与実態調査

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

### 2 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所  
1,697事業所

#### (2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係18職種）

### 3 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から373事業所(うち千葉市105事業所、その他県内地域268事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は312事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

13,247人(初任給関係568人、初任給関係以外の調査職種12,679人)。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は102,302人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1, 6 9 7 事業所
抽出事業所	3 7 3 事業所
調査の完結した事業所	3 1 2 事業所 (調査完了率86.0%)
調査実人員	1 3, 2 4 7 人 ( 初任給関係 5 6 8 人 ) ( 初任給関係以外の調査職種 1 2, 6 7 9 人 )

### 第3 職員給与と民間給与との比較

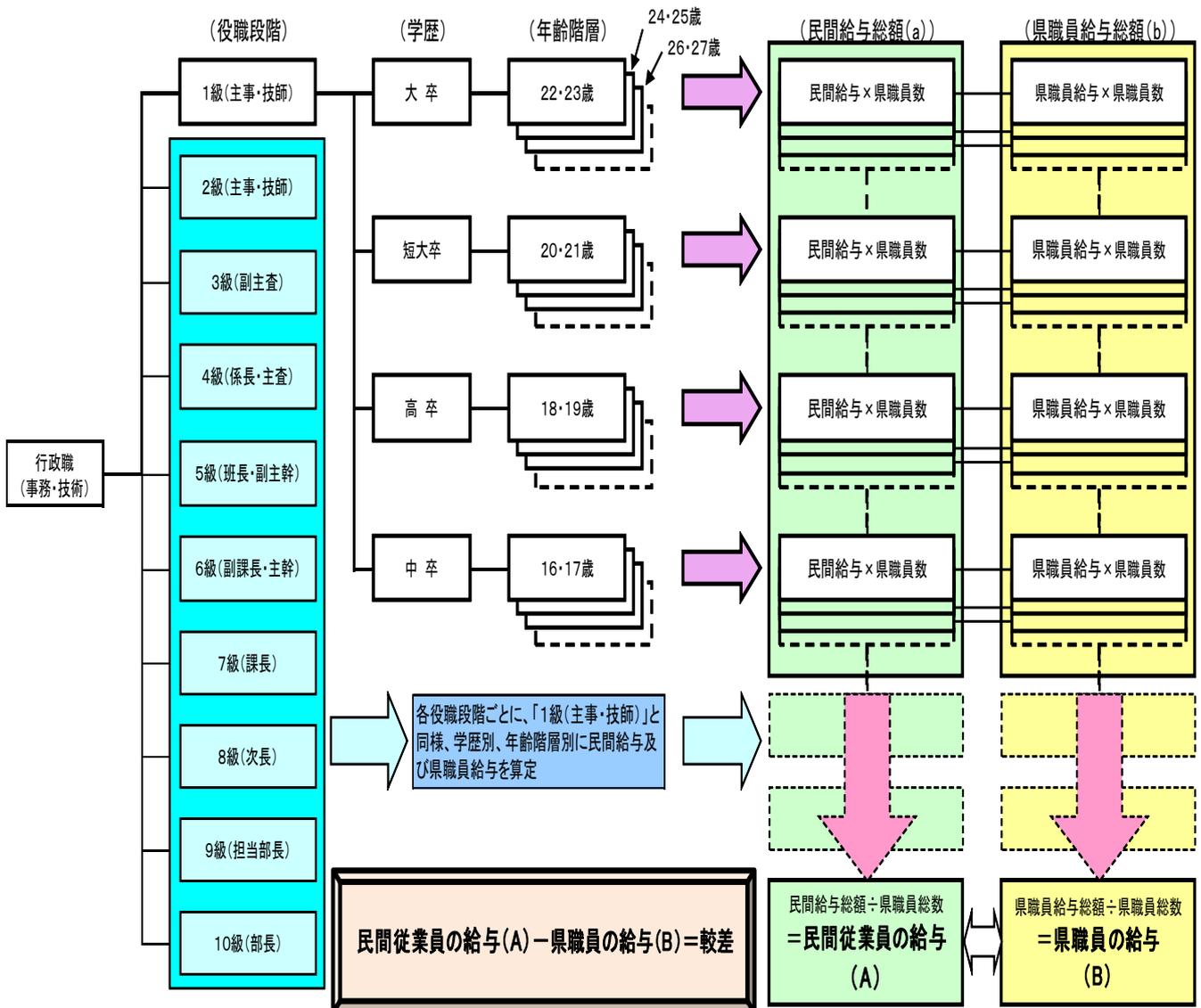
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

<参考>

#### 職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。





# 職 員 給 与 関 係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成27年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			57,419	41.1	19.0
一般職員	行政職給料表		9,200	41.6	20.1
	研究職給料表		405	44.6	20.4
	医療職給料表(一)		20	54.0	27.4
	医療職給料表(二)		622	38.8	15.6
	医療職給料表(三)		196	41.4	18.0
	海事職給料表		43	42.9	22.7
	福祉職給料表		148	36.3	13.8
	特定任期付職員給料表		3	53.3	—
	第1号任期付研究員給料表		0	—	—
	第2号任期付研究員給料表		1	X	—
計			10,638	41.5	19.7
教育職員	教育職給料表(一)		85	48.0	23.9
	教育職給料表(二)		35,018	42.0	19.3
	計		35,103	42.1	19.4
警察官	公安職給料表		11,678	37.9	17.4

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない(第2表及び第9表について同じ。)

4 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成27年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	72.7	10.6	16.7	0.0	58.9	41.1
行政職給料表	100.0	54.8	13.2	32.0	0.0	61.6	38.4
研究職給料表	100.0	99.3	0.5	0.2	-	75.8	24.2
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	70.0	30.0
医療職給料表(二)	100.0	59.8	40.0	0.2	-	31.2	68.8
医療職給料表(三)	100.0	68.9	30.6	0.5	-	5.1	94.9
海事職給料表	100.0	7.0	62.8	30.2	-	97.7	2.3
福祉職給料表	100.0	63.5	33.1	3.4	-	30.4	69.6
特定任期付職員給料表	100.0	66.7	-	33.3	-	66.7	33.3
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	100.0	X	X	X	X	X	X
教育職給料表(一)	100.0	68.2	30.6	1.2	-	29.4	70.6
教育職給料表(二)	100.0	88.3	11.4	0.3	-	48.0	52.0
公安職給料表	100.0	40.0	4.4	55.5	0.1	91.4	8.6

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	26.4	10,604	42.0	20.4	334,862	6,979
	27.4	10,638	41.5	19.7	327,861	6,694
うち 行政職員	26.4	9,141	42.1	20.8	333,350	7,152
	27.4	9,200	41.6	20.1	326,058	6,828
教育職員	26.4	35,233	42.5	19.8	367,860	6,196
	27.4	35,103	42.1	19.4	363,125	5,934
警察官	26.4	11,677	38.0	17.5	324,802	10,839
	27.4	11,678	37.9	17.4	322,392	10,771
計	26.4	57,514	41.5	19.5	353,034	7,283
	27.4	57,419	41.1	19.0	348,307	7,059

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。  
 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等  
 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

## (平成27年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,964	24,801	4,967	1,885	383,458	
9,809	26,004	5,238	1,797	377,403	98.4
10,225	24,643	4,797	1,722	381,889	
10,079	25,818	5,116	1,602	375,501	98.3
5,114	26,557	5,429	6,226	417,382	
5,096	28,075	5,632	6,145	414,007	99.2
1,951	23,630	3,517	348	365,087	
1,999	25,135	3,750	420	364,467	99.8
5,366	25,639	4,956	4,232	400,510	
5,339	27,093	5,176	4,176	397,150	99.2

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成27年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	8,693 人	3,632 人	4,357 人	704 人
2人	7,323	3,373	3,660	290
3人	4,560	3,546	973	41
4人	1,112	996	111	5
5人	133	115	18	0
6人以上	12	12	0	0
計	21,833	11,674	9,119	1,040

手当受給者1人当たり 平均手当月額	18,560円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成27年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月 額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 25	人 148	人 356	人 2,325	人 38	人 1,476	人 102	人 141	人 4,611	円 66,485

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成27年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人 当たり平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1100km 未満	1100km 以上 1300km 未満	1300km 以上 1500km 未満	1500km 以上 2000km 未満	2000km 以上 2500km 未満	2500km 以上		
受給者	人 171	人 20	人 2	人 2	人 0	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 196	円 27,117

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成27年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		11,458 人
手当月額		
11,000円未満の受給者		7
11,000円以上27,000円未満の受給者		3,215
27,000円の受給者		8,236
手当受給者1人当たり平均手当月額		25,928 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
	0 人	- 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成27年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,813 人
	交通用具のみ使用者	37,903
	交通機関等・交通用具併用者	1,431
	小 計	52,147
非 受 給 者		5,272
計		57,419
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,531 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,145

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成27年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 主事・技師	2級 主事・技師	3級 副主査	4級 係長・主査	5級 班長・ 副主幹	6級 副課長・ 主幹	7級 課長	8級 次長	9級 担当部長	10級 部長
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										3
3										
4										
5										3
6										
7										
8										
9	46	2								
10		1								
11	5	50	2							
12	3	5								
13	33	10	1				1			1
14	2	4							1	
15	34	70					1			
16	7	8	5						1	
17	39	22							3	
18	4	7	49						2	
19	56	91	11						2	
20	8	22	10						1	
21	10	46	11						2	1
22		16	38						1	
23	73	90	16				1		1	
24	16	12	29							
25	5	38	20							
26	6	16	47							
27	109	76	15				2		1	
28	15	13	30	1					4	
29	130	57	18						2	
30	19	19	18	8					5	
31	68	30	23	4			1		8	
32	19	18	53	4					15	
33	43	44	18	3	1				6	
34	22	21	24	14		1			3	
35	95	15	19	18			36		7	
36	19	14	46	13					1	
37	100	33	23	11			7		4	
38	21	22	35	19			22		1	
39	84	6	22	23			4			
40	18	15	74	19			14		3	
41	55	9	29	5	6		22		2	
42	24	9	41	16	1	1	8		2	
43	46	8	17	43			10		2	
44	26	3	49	23	1		4		1	
45	68	5	27	34	16		9		2	
46	15	3	28	27	5		2			
47	31	4	19	60	2		2			
48	20		31	32	4	9	10			
49	32	4	11	84	6	3	8			
50	13	1	10	47	7	9	1			
51	16		33	75	30	2				
52	15	1	16	36	8	25	2			
53	18		12	93	7	10	2			
54	8		14	33	17	21	6			
55	17		34	52	87	32	1			
56	15		9	39	18	3	2			
57	9		13	70	15	7	4			
58	7		14	53	18	11	12			
59	7		39	17	76	32	6			
60	8		10	32	15	5	5			
61	7		7	74	14	10	46			
62	6		4	25	15	7				
63	10		7	34	87	25				
64	7		3	28	12	22				
65	8		10	31	32	9				
66	4		2	19	17	24				
67	4		3	44	85	22				
68	3		3	22	13	20				
69	5		1	25	30	18				
70	5		1	25	30	24				
71	3		1	38	38	19				
72	2			13	51	18				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	全級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	2			23	55	36					
74	1			13	44	42					
75	4		1	31	54	56					
76				12	46	78					
77	3			18	48	65					
78	1			9	53	310					
79				35	38	25					
80	2		1	16	52	18					
81	3			15	63	42					
82				18	45	1					
83	1			29	69	58					
84	1			18	49						
85			1	19	49	1					
86				33	65						
87	1		1	24	27						
88	1			9	75						
89				20	54						
90				9	378						
91				6	20						
92				23	112						
93	5			5	62						
94				1							
95				1							
96				10							
97				34							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
人員計	1,648	940	1,159	1,817	2,231	1,063	251	69	14	8	9,200
級別構成比	17.9	10.2	12.6	19.7	24.2	11.6	2.7	0.8	0.2	0.1	100.0
平均給料月額	190,665	229,831	288,545	362,523	393,526	417,334	437,585	458,825	500,550	533,886	325,841
平均年齢	25.0	30.1	36.2	44.6	50.8	54.1	55.2	57.0	56.7	56.3	41.6

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。  
2 人員計1の号給は空欄とした。  
3 平均給料月額には給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。  
4 上記1～3の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	80								
14	24								
15	31								
16	94		1						
17	19			1				1	
18	22								
19	15		2						
20	87		2						
21	30								
22	24		2						
23	13		2	1					
24	106	1	5						
25	34	5	2						
26	32	29	7						
27	21	33	3						
28	86	181	13						
29	178	51	4						
30	58	61	16	1	1				
31	43	36	9	1					
32	266	201	26	2					
33	45	71	13	2	1				
34	32	76	43	4	1				
35	21	64	21	1	1				
36	24	171	76	7	1				
37	8	73	33	6					
38	15	86	60	7	3				14
39	5	56	24	2					
40	10	126	86	13	1				1
41	10	50	41	10	1				12
42	4	55	71	18	2				
43	3	47	37	9	4				6
44	6	84	89	20	4				1
45	4	28	46	11	8				30
46		49	92	27	6				
47	4	24	52	18	6				
48	6	28	124	41	7				
49	7	13	53	18	6				
50	2	15	126	41	4				
51	5	8	49	25	1				
52	2	15	92	39	3	2			
53	6	5	62	28	2			1	
54	3	10	104	38	6	1			
55	1	8	58	23	5	4			
56	1	13	94	47	6	2			
57	1	4	63	32	5	3			
58	1	3	76	42	15	3		13	
59		7	59	46	5	3		3	
60		4	105	50	7	4	2		
61		2	52	36	9	5	2	84	
62		4	79	58	14	2	16		
63		3	41	24	9	4	3		
64		1	78	55	16	4	5		
65		1	40	32	19	3	19		
66	1		64	43	12	3	1		
67			38	36	13	9	7		
68		1	48	64	16	1	3		
69			56	42	13	5	14		
70		1	49	40	18	6	3		
71			28	32	15	3	5		
72		1	33	56	27	3	2		
73			27	60	27	6	12		
74			25	34	15	3			
75			21	45	27	4	4		
76			30	36	22	6	1		

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
号給	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
77			7	45	14	5	14			
78			15	45	18	3	55			
79			12	41	26	4	2			
80			9	39	26	2	6			
81			8	54	13	3	24			
82			7	29	22	6	21			
83			2	53	18	6				
84			1	46	23	9				
85			3	56	33	36	19			
86			2	48	21	11				
87			1	52	32	19				
88			3	32	22	32				
89			3	28	30	22				
90			1	35	25	127				
91			2	36	45	9				
92				35	28	13				
93				28	31	50				
94				25	46					
95				22	34					
96				27	59					
97			1	23	411					
98				15						
99				20						
100				16						
101				22						
102				13						
103			1	23						
104				28						
105				18						
106				25						
107				22						
108				32						
109				25						
110				29						
111				32						
112				29						
113				31						
114				30						
115				28						
116				42						
117				43						
118				44						
119				40						
120				62						
121				49						
122				69						
123				48						
124				58						
125				423						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	全級
	1,490	1,805	2,730	3,440	1,361	446	240	102	64	11,678
級別構成比	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	12.8	15.5	23.3	29.4	11.7	3.8	2.1	0.9	0.5	100.0
平均給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	211,730	244,226	285,520	373,215	416,460	431,429	446,611	459,936	477,700	322,275
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	22.3	27.0	33.0	45.0	51.4	52.3	54.1	54.5	56.0	37.9

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で  
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				1
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21			1	
22			1	
23				
24		1		
25			1	
26				
27				
28				
29	1			2
30				
31				1
32				
33		1		
34				
35		1		1
36				
37	1			
38				1
39	1			
40				1
41		2	1	
42			2	
43	1			
44	1			
45				3
46		1		1
47			1	1
48	1			1
49				2
50		1		2
51	1		1	
52				2
53		1		
54		1		1
55	1	1		1
56	2	1	1	2
57	3	1	3	
58				
59	3	1		1
60				
61	1			
62			1	1
63				
64			1	
65		1	2	
66	1		1	
67				
68				

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	1人	1人			
70	1				
71					
72		1			
73			1		
74					
75					
76					
77					
78					
79			1		
80					
81					
82					
83		2			
84					
85					
86					
87					
88					
89			1		
90					
91					
92					
93					
94					
95	1				
96		1			
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全級
人員計	21人	19人	20人	25人	85人
級別構成比	24.7%	22.4%	23.5%	29.4%	100.0%
平均給料月額	321,652円	385,695円	425,273円	498,878円	412,474円
平均年齢	39.1歳	45.1歳	50.0歳	56.1歳	48.0歳

# 教育職給料表 (二)

(高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		2			
8					
9					
10		2			
11					
12		4			
13					
14	1				
15	1	4			
16		3			
17		478			
18		4			
19		97			
20		37			
21		167			1
22		10			38
23		478			113
24		41			54
25	1	179			77
26	1	57	1		131
27		644			85
28	3	45			106
29	3	243			69
30	1	89			74
31	8	686			27
32	1	67			30
33	8	226			25
34	1	117			62
35	3	786			65
36	1	80			56
37		305			64
38		133			78
39	8	799			43
40	3	96			43
41	2	279			22
42	1	156			26
43	6	572			17
44	5	105			17
45	4	330			10
46	4	160			6
47	5	514			3
48	4	140			2
49		26	1		
50		25			
51	5	38			
52	5	290			
53	2	182			
54	4	481			
55	5	185	1		
56	1	299	1		
57	11	164			
58	4	444			
59	5	159			
60	2	238	1		
61	4	146	1		
62	3	352			
63	5	68			
64	5	70		1	
65	1	115			
66		268			
67		212		4	
68	7	332		4	
69	4	21		4	
70	2	28		2	
71	3	133	1	7	
72	3	193	1	18	
73		152	2	20	
74	2	279		19	
75	2	146		42	
76	3	189	2	49	
77		166		66	
78		261	2	184	
79	2	148	1	76	
80		211	1	74	
81	2	165		98	
82	2	234	1	111	
83	1	138	4	93	
84	1	184	2	80	

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85		150			66	
86	1	192	1		108	
87	3	125	4		72	
88	2	177			69	
89		12	2		65	
90	2	6	4		55	
91		116	2		58	
92	1	144	4		28	
93	1	101	9		29	
94	1	133	14		18	
95	2	99	15		11	
96	3	152	11		7	
97	2	90	13		5	
98	2	118	11		4	
99	2	102	10		2	
100	3	128	3			
101		8	4			
102		7	3			
103		8				
104	2	77				
105	1	101				
106		95				
107	2	142				
108	2	63				
109	2	127				
110	5	111				
111	1	185				
112	2	146				
113		124				
114		127				
115		108				
116	1	151				
117	2	104				
118	1	162				
119	4	124				
120	2	175				
121		207				
122		140				
123		207				
124	2	327				
125		172				
126		310				
127		229				
128	2	294				
129		283				
130	2	373				
131	3	354				
132	1	326				
133	2	522				
134		360				
135		535				
136		367				
137	3	8				
138	2	616				
139	2	317				
140	1	745				
141		590				
142	3	586				
143	1	1089				
144		919				
145		690				
146	1	869				
147	2	386				
148	1	346				
149		222				
150		229				
151		83				
152		122				
153		7				
154		10				
155						
156		4				
157						
158	1					
159		1				
160	1					
161	1	26				
人員計	254	31,738	133	1,549	1,344	35,018
級別構成比	0.7%	90.7%	0.4%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	265,198	340,727	409,723	432,413	445,794	348,530
平均年齢	34.5	40.9	52.2	52.9	57.0	42.0

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

# 研究職給料表

(研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6		2			
7		1			
8					
9		1			
10				2	
11				2	
12				2	
13		1			
14		1		2	
15		5			
16		3			
17					
18				5	
19				1	
20		3		1	
21					
22		1		1	
23		5			
24		2		4	
25		3			
26		2		2	
27		5		2	
28				6	
29		1		1	
30				2	
31		3			
32		2		5	
33				1	
34		1		1	5
35		5		2	
36				3	1
37		1		1	
38		1		1	
39		1			1
40				3	
41		5		1	
42				2	1
43	1	3		2	
44		1		2	1
45				2	
46				4	2
47				3	4
48				1	1
49		1		1	4
50				2	
51				1	1
52				1	1
53		1		2	5
54		1		2	7
55	1	1		4	2
56		1		2	3
57					4
58				2	7
59				6	
60		1			3
61		1		1	3
62				4	7
63		1		5	6
64				1	14
65				1	10
66				1	6
67					5
68				1	7

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
69	人	人	人	人	人	
70			1	7		
71				8		
72				8		
73				7		
74				4		
75				6		
76				11		
77				9		
78				14		
79				6		
80				9		
81				12		
82			1	17		
83						
84						
85						
86						
87			1			
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
人員計	人 2	人 67	人 107	人 223	人 6	人 405
級別構成比	% 0.5	% 16.5	% 26.4	% 55.1	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 225,600	円 255,299	円 354,453	円 439,351	円 467,169	円 385,830
平均年齢	歳 28.0	歳 29.4	歳 38.5	歳 51.9	歳 58.7	歳 44.6

医療職給料表(一)

(保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35			1	
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				1
50				
51				
52				1
53				1
54			1	1
55				
56				1
57				
58				
59				1
60			1	
61				
62				
63				1
64				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	
66				4	
67					
68					
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78			1		
79			1		
80			1		
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
					全級
人員計	人 1	人 1	人 7	人 11	人 20
級別構成比	% 5.0	% 5.0	% 35.0	% 55.0	% 100.0
平均給料月額	円 X	円 X	円 515,743	円 564,149	円 530,112
平均年齢	歳 X	歳 X	歳 49.6	歳 59.5	歳 54.0

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で  
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		4						
12								
13		1						
14								
15		6						
16								
17		15						
18		2						
19		7	1					
20		2						
21	2	1						
22		3						
23	5	11						
24								
25	4	2						
26		4	2					
27	4	14	1	1				
28		1		1				
29	10	2						
30	1	2	10	1				
31	2	22	2	1				
32		2		3				
33	5	4						
34		5	4	1	1			
35	2	12	1	6				
36		2		8				
37		4		1	1			
38	1	8	9	1	3			
39		24	1	3				
40			1	11	1			
41	1		1	1	1			
42		7	1	1	1			
43	2	8	2	2	2			
44	1	1	1	8	6			
45		2	3		1	2		
46	1	1	1	2	3			
47		4	1	1	3	2		
48	1	2	1	4	2	2		
49	1	2	1		2	4		
50	2	2	1	1	2	2		
51	1	1	1	2	9	4		
52		1		6	4	2		
53	1	1		1	3	2		
54		2	2			2		
55		2		1	4	2		
56		3		4				
57		1			4	2		
58		2			1	3		
59		1		1		1		
60					1	6		
61	1	1		1	2	4		
62					1	2		
63		1			1	9		
64					1	6		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66	1					2			
67		2			1	4			
68		1			1	9			
69		1			1	9			
70					2	4			
71						4			
72					1	3			
73						69			
74					1				
75		2							
76									
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83	1								
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	人 50	人 211	人 48	人 74	人 67	人 170	人 1	人 1	人 622
級別構成比	% 8.0	% 33.9	% 7.7	% 11.9	% 10.8	% 27.3	% 0.2	% 0.2	% 100.0
平均給料月額	円 197,160	円 231,606	円 270,581	円 310,118	円 367,363	円 417,664	円 X	円 X	円 307,378
平均年齢	歳 26.2	歳 29.9	歳 34.1	歳 37.8	歳 43.5	歳 53.2	歳 X	歳 X	歳 38.8

医療職給料表(三)

(保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師 人	保健師・看護師 人	主任保健師・ 主任看護師 人	主査 人	副主幹 人	課長 人	課長 人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		1					
18							
19							
20							
21							
22			1				
23		2	2				
24							
25							
26							
27		8					
28							
29		1					
30			1				
31		2					
32		1					
33		2					
34			2				
35		6			1		
36					1		
37		1	1				
38		2	1		1		
39		2					
40			1				
41		2					
42		1	1				
43		6			1		
44		1			2		
45		1					
46		1	2				
47		1			1	1	
48		1			2		
49		1					
50		1				1	
51		4					
52		1			4		
53					1		
54		2	1		1		
55		3					
56							
57		2				1	
58		1				1	
59		1			2	1	
60		1			3		
61		1				1	
62			1				
63				2		1	
64		1		1			
65		1		1			
66		1				2	
67		1			1	1	
68		1			2	1	
69		1				1	
70							
71		1					
72							
73		1			1	1	
74						4	
75		1			1	1	
76						1	
77							
78		2				2	
79						3	
80		1				4	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師 人	保健師・看護師 人	主任保健師・ 主任看護師 人	主査 人	副主幹 人	課長 人	課長 人	
81		1			3			
82					1			
83					4			
84				1	1			
85					3			
86				1	2			
87		1			1			
88					4			
89					1			
90					1			
91					1			
92								
93					19			
94								
95		1						
96								
97								
98		1						
99								
100								
101		1						
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140		1						
141								
142								
143								
144								
145		1						
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	-	79	14	33	63	7	-	196
級別構成比	-	40.4	7.1	16.8	32.1	3.6	-	100.0
平均給料月額	-	258,689	280,314	335,255	394,201	431,386	-	322,850
平均年齢	-	32.9	34.1	41.3	52.1	55.6	-	41.4

# 海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	標準的な職務	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		1				
18						
19				1		
20						
21						
22						
23		2			1	
24						
25						
26						
27				1		
28						
29						
30						
31		1				
32						
33						
34				1		
35						
36					2	
37						
38						
39					2	
40						
41		2				
42						
43						
44						
45						
46				1		
47						
48				1	1	
49						
50						
51						
52		1				
53						
54					1	
55				1	1	
56						
57						
58						
59					1	
60					1	
61					1	
62						
63						
64						

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66						
67				1		
68						
69						
70						
71			1	1		
72						
73				1		
74						
75			1	1		
76				1		
77						
78				2		
79						
80						
81				1		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88				2		
89				4		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96			1			
97						
98						
99						
100						
101			1			
人員計	人 7	人 0	人 10	人 25	人 1	人 43
級別構成比	% 16.3	% -	% 23.3	% 58.1	% 2.3	% 100.0
平均給料月額	円 230,300	円 -	円 350,890	円 420,203	円 X	円 374,001
平均年齢	歳 25.4	歳 -	歳 41.5	歳 47.8	歳 X	歳 42.9

# 福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17		1				
18						
19						
20			1			
21	1	3				
22		1				
23	2		1			
24		1				
25	5	1				
26						
27						
28	1	2				
29	6	1				
30						
31	8	1				
32						
33	3	1				
34		1		1		
35	5					
36						
37	1					
38	1			2		
39	2	1		1		
40	1			1		
41	2	2			1	
42	1	1				
43	1	1				
44	1	1		1		
45		2		1		
46	1	1		1		
47	1	2		1	1	
48		1		1		
49	1					
50	1	2				
51	3	2				
52	2					
53		1				
54		1		1	2	
55	1					
56	2	2				
57	1					
58						
59		1				
60				1		
61						
62		1				
63					1	
64						
65						
66					3	
67					2	
68	1				1	
69					1	
70					1	
71					2	
72	1					
73						
74					1	
75						
76					1	
77						
78	1				1	
79						
80					1	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	人
81				1			
82							
83							
84							
85							
86				1			
87							
88							
89							
90				2			
91				1			
92							
93							
94				3			
95							
96							
97				12			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131	1						
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人員計	人 59	人 36	人 13	人 39	人 1	人 -	人 148
級別構成比	% 39.8	% 24.3	% 8.8	% 26.4	% 0.7	% -	% 100.0
平均給料月額	円 207,756	円 262,506	円 314,531	円 390,915	円 X	円 -	円 280,169
平均年齢	歳 27.4	歳 32.8	歳 39.7	歳 51.2	歳 X	歳 -	歳 36.3

### 特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	
5	2
6	
7	
人員計	3

### 第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

### 第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	1

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成27年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	91			6	52	30	3				
	研究職給料表	7				7						
	医療職給料表(二)	4				2	1	1				
	医療職給料表(三)	2				2						
	海事職給料表	6				6						
	福祉職給料表	3			2	1						
教育職員	教育職給料表(二)	773	2	771								
警察官	公安職給料表	26				6	9	9		2		
給料表計		912										
60歳		411										
61歳		252										
62歳		122										
63歳		70										
64歳		57										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成27年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	487			15	202	270					
	研究職給料表	22			2	20						
	医療職給料表(二)	16				1	6	9				
	医療職給料表(三)	4			1	1	2					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	0										
教育職員	教育職給料表(二)	1,079		1,079								
警察官	公安職給料表	0										
給料表計		1,608										
60歳		333										
61歳		354										
62歳		365										
63歳		268										
64歳		288										



# 民間給与関係

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成27年職種別民間給与実態調査)

企 業 規 模 産 業	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	312	74	39	32	119	48
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	17	5	4	—	4	4
製 造 業	117	24	14	15	45	19
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	63	17	5	7	25	9
卸 売 業 , 小 売 業	28	10	6	2	8	2
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	15	8	1	1	5	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	72	10	9	7	32	14

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が10所、調査不能の事業所が51所あった。  
 2 調査対象事業所373所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所10所を除いた363所に占める調査完了事業所312所の割合(調査完了率)は、86.0%。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

学 歴	項 目 新規学卒者 の採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者 の採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	28.7 %	(35.1) %	(63.3) %	(1.6) %	71.3 %
高 校 卒	13.0	(28.0)	(72.0)	—	87.0

(注) ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	199,621 円
	短 大 卒	172,582
	高 校 卒	159,723
新 卒 事 務 員	大 学 卒	199,023
	短 大 卒	172,532
	高 校 卒	158,752
新 卒 技 術 者	大 学 卒	202,898
	短 大 卒	172,688
	高 校 卒	161,833
新 卒 研 究 員	大 学 卒	X
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	X
準新卒診療放射線技師	養成所卒	X
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 218,370
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	X

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成26年度中に資格免許を取得し、平成27年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、平成24年3月大学卒業後、平成24年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成27年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
78.0	(88.0)	[81.9]	[18.1]	(12.0)	22.0

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。  
2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

配偶者に対する家族手当を 見直す予定がある	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない
2.9	97.1

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

(平成27年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,078 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,010
配 偶 者 と 子 2 人	24,475

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支給する	61.9 %
支給しない	38.1
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の平均額	26,962 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	367,483 円
	上半期 (A 2)	369,516
特別給の支給額	下半期 (B 1)	769,775
	上半期 (B 2)	785,713
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.09 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.13
	年 間	4.22

(注) 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.10月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

部 長 級 (非役員)		課 長 級		係 員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
48.8 %	51.2 %	50.4 %	49.6 %	54.7 %	45.3 %

第18表 民間における給与改定の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
		%	%	%	%
課長級		21.4	6.8	0.3	71.5
係員		29.4	5.3	0.3	65.0

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
		%	%	%	%	%
課長級		81.6	32.4	64.9	39.0	18.4
係員		91.5	39.3	73.5	45.3	8.5

(注)1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
		%	%	%	%	%	%	
課長級		78.2	77.0	22.0	8.9	46.1	1.2	21.8
係員		89.9	88.7	24.5	9.7	54.5	1.2	10.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
	%	%	%	%
31%以上	12.1	12.1	11.5	11.5
30%	34.5	46.6	26.9	38.4
29%	-	46.6	-	38.4
28%	-	46.6	-	38.4
27%	2.1	48.7	3.6	42.0
26%	-	48.7	-	42.0
25%	51.3	100.0	58.0	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第22表 民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の状況

(平成27年職種別民間給与実態調査)

	公的年金が支給される同じ職種・職位のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を支給していない
	同じ	高い	低い	
	%	%	%	%
月例給与	88.1	8.8	3.1	-
年間賞与	82.1	5.9	2.8	9.2
年間給与	87.8	8.7	3.5	-

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

第23表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考	対 応 級	
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	32	52.7	725,620	184	725,436	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	{ 本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	19	52.4	807,797	235	807,562		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	12	52.5	630,501	131	630,370		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	26	52.4	660,485	0	660,485	{ 構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	21	52.7	667,391	0	667,391		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	4	54.1	672,864	0	672,864		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	401	52.8	674,657	4,031	670,626	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	272	53.2	715,658	1,179	714,479		
	短 大 卒	33	51.2	586,666	4,021	582,645		
	高 校 卒	93	52.1	590,491	8,848	581,643		
	中 学 卒	3	52.0	572,347	101,807	470,540		
	技 術 部 長	225	52.1	685,045	2,332	682,713	同 上	同 上
大 学 卒	183	52.1	698,032	1,135	696,897			
短 大 卒	15	50.0	579,631	8,562	571,069			
高 校 卒	27	53.2	649,902	7,210	642,692			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	144	51.3	573,401	2,587	570,814	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長 及び 部次長級専門職 中間職(部長一課 長間)	同 上	
大 学 卒	96	51.4	604,581	1,197	603,384			
短 大 卒	11	48.2	483,724	15,822	467,902			
高 校 卒	35	51.7	518,394	2,738	515,656			
中 学 卒	2	53.0	479,931	0	479,931			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支 給す る給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	71	50.1	591,591	3,419	588,172	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	53	49.5	607,412	1,429	605,983		
	短 大 卒	6	49.4	556,005	5,475	550,530		
	高 校 卒	11	52.3	538,382	12,648	525,734		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長	794	48.8	579,769	6,297	573,472	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	509	48.5	607,782	6,295	601,487		
	短 大 卒	70	47.7	525,375	2,569	522,806		
	高 校 卒	208	49.7	533,114	6,831	526,283		
	中 学 卒	7	47.1	413,211	28,723	384,488		
	技術課長	603	47.8	565,231	10,989	554,242	同 上	同 上
	大 学 卒	414	47.2	576,781	9,846	566,935		
	短 大 卒	53	48.1	563,594	20,562	543,032		
	高 校 卒	130	49.7	532,643	9,946	522,697		
	中 学 卒	6	49.6	421,129	24,409	396,720		
	事務課長代理	312	46.3	514,011	37,469	476,542	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	同 上
	大 学 卒	182	45.8	547,548	46,823	500,725		
	短 大 卒	40	44.9	461,185	16,650	444,535		
	高 校 卒	89	48.0	463,077	26,429	436,648		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	138	42.5	516,012	64,426	451,586	同 上	同 上	
大 学 卒	88	39.7	516,655	63,006	453,649			
短 大 卒	15	46.7	499,113	46,730	452,383			
高 校 卒	35	48.4	520,731	74,992	445,739			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	784	44.4	453,421	57,747	395,674	係の長及び係長級 専門職	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	346	41.5	443,525	58,094	385,431		
	短大卒	93	45.8	442,085	45,368	396,717		
	高校卒	341	47.0	468,479	61,580	406,899		
	中学卒	4	48.7	338,651	0	338,651		
	技術係長	686	44.7	521,289	77,255	444,034	同上	同上
	大学卒	308	41.3	508,975	65,826	443,149	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長一係員 間）	同上
	短大卒	78	44.9	523,447	71,642	451,805		
	高校卒	297	48.8	536,991	93,555	443,436		
	中学卒	3	52.8	469,006	79,504	389,502		
	事務主任	687	40.5	405,370	49,347	356,023		
	大学卒	339	38.6	419,540	49,382	370,158	同上	同上
	短大卒	121	40.9	395,734	41,605	354,129		
	高校卒	222	43.7	384,118	54,158	329,960		
	中学卒	5	49.0	413,588	54,668	358,920		
	技術主任	450	43.2	503,978	89,680	414,298		
	大学卒	165	38.9	450,225	80,390	369,835	同上	同上
	短大卒	72	39.7	445,087	70,811	374,276		
	高校卒	208	48.7	578,378	105,628	472,750		
	中学卒	5	51.6	564,583	88,215	476,368		
事務係員	3,216	34.3	314,740	44,383	270,357			
大学卒	1,565	30.8	322,165	48,735	273,430	同上	同上	
短大卒	515	36.7	297,235	31,339	265,896			
高校卒	1,114	39.5	309,271	42,465	266,806			
中学卒	22	45.7	343,139	69,398	273,741			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

## 2 企業規模500人以上

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	27	52.5	756,858	229	756,629	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	18	52.1	814,757	254	814,503		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	9	53.2	652,230	183	652,047		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	18	52.8	683,494	0	683,494	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	15	52.4	675,952	0	675,952		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	54.7	728,764	0	728,764		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	191	52.5	717,269	1,610	715,659	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	145	52.6	735,177	1,192	733,985		
	短 大 卒	14	49.8	606,485	7,609	598,876		
	高 校 卒	31	53.2	687,346	578	686,768		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	146	52.6	719,936	331	719,605	同 上	同 上
	大 学 卒	126	52.7	730,126	379	729,747		
	短 大 卒	8	51.3	667,525	0	667,525		
高 校 卒	12	52.2	639,783	0	639,783			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	39	51.1	624,769	0	624,769	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課 長 間)	同 上	
大 学 卒	29	51.3	664,012	0	664,012			
短 大 卒	3	47.2	560,883	0	560,883			
高 校 卒	5	50.9	507,253	0	507,253			
中 学 卒	2	53.0	479,931	0	479,931			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	45	50.5	606,365	1,708	604,657	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	41	50.1	601,658	1,864	599,794		
	短 大 卒	2	55.6	774,584	0	774,584		
	高 校 卒	2	53.8	572,548	0	572,548		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	497	49.0	613,418	8,087	605,331	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	349	48.7	629,430	8,485	620,945		
	短 大 卒	30	47.1	569,401	799	568,602		
	高 校 卒	116	50.7	576,685	8,806	567,879		
	中 学 卒	2	45.6	454,776	0	454,776		
	技術課長	416	47.8	594,472	11,493	582,979	同 上	同 上
	大 学 卒	313	47.3	592,935	10,313	582,622		
	短 大 卒	33	48.0	612,337	31,872	580,465		
	高 校 卒	69	50.2	593,577	6,353	587,224		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	155	46.6	555,268	48,960	506,308	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	104	46.2	596,418	55,906	540,512		
	短 大 卒	11	42.8	408,116	24,610	383,506		
	高 校 卒	40	49.1	461,429	32,984	428,445		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	93	42.3	544,254	75,943	468,311	同 上	同 上	
大 学 卒	64	39.3	543,693	74,101	469,592			
短 大 卒	11	46.6	531,772	59,070	472,702			
高 校 卒	18	51.5	553,294	92,317	460,977			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	461	44.3	486,537	71,676	414,861	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	228	41.5	467,350	69,576	397,774		
	短大卒	39	46.9	490,875	59,622	431,253		
	高校卒	194	47.7	512,673	77,419	435,254		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	508	44.9	547,715	85,895	461,820	同 上	同 上
	大学卒	246	41.8	531,963	70,513	461,450		
	短大卒	47	46.0	575,270	94,333	480,937		
	高校卒	214	49.1	563,545	106,067	457,478		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	事務主任	308	41.3	403,516	61,358	342,158	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3 級、4級）
	大学卒	146	38.3	396,907	57,503	339,404		
	短大卒	59	43.1	387,429	56,747	330,682		
	高校卒	101	45.3	422,287	69,229	353,058		
	中学卒	2	47.5	474,506	131,702	342,804		
技術主任	345	44.1	537,520	102,050	435,470	同 上	同 上	
大学卒	124	39.3	469,588	89,456	380,132			
短大卒	42	40.6	495,803	88,753	407,050			
高校卒	176	49.6	610,969	116,840	494,129			
中学卒	3	49.7	724,086	135,168	588,918			
事務係員	1,867	33.9	323,717	48,709	275,008		行政職 1級	
大学卒	917	30.3	326,526	53,547	272,979			
短大卒	272	36.3	304,537	32,765	271,772			
高校卒	670	40.1	327,208	46,295	280,913			
中学卒	8	46.0	331,413	64,699	266,714			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技 術 係 員	1,502	32.5	369,447	71,436	298,011		行政職 1級
	大 学 卒	646	31.9	387,990	72,624	315,366		
	短 大 卒	190	30.4	352,515	62,132	290,383		
	高 校 卒	659	33.5	356,823	72,840	283,983		
	中 学 卒	7	42.4	395,293	70,126	325,167		

3 企業規模100人以上500人未満

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	53.5	598,567	0	598,567	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	3	50.6	575,557	0	575,557		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	8	51.7	604,920	0	604,920	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	6	53.3	645,067	0	645,067		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	178	53.0	659,839	7,630	652,209	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	113	53.5	715,345	1,338	714,007		
	短 大 卒	19	52.5	568,790	785	568,005		
	高 校 卒	44	51.9	559,995	19,334	540,661		
	中 学 卒	2	49.0	484,950	163,000	321,950		
	技 術 部 長	69	51.6	637,471	5,594	631,877	同 上	同 上
	大 学 卒	50	51.1	649,198	3,207	645,991		
	短 大 卒	6	51.2	508,989	4,388	504,601		
高 校 卒	13	53.4	651,939	14,995	636,944			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	86	50.9	570,086	4,427	565,659	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行 者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長 及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課 長 間)	同 上	
大 学 卒	56	50.5	594,092	2,057	592,035			
短 大 卒	6	48.9	450,346	29,411	420,935			
高 校 卒	24	52.4	538,367	4,225	534,142			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	21	50.3	582,823	8,382	574,441	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	9	49.6	677,743	0	677,743		
	短 大 卒	4	46.8	464,742	7,761	456,981		
	高 校 卒	7	52.3	529,989	22,727	507,262		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長	247	48.3	541,998	3,564	538,434	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	139	48.1	576,152	1,726	574,426		
	短 大 卒	33	47.7	488,453	2,004	486,449		
	高 校 卒	72	49.0	500,330	5,515	494,815		
	中 学 卒	3	45.7	430,543	66,925	363,618		
	技術課長	159	48.0	511,027	9,951	501,076	同 上	同 上
	大 学 卒	85	46.7	537,109	7,762	529,347		
	短 大 卒	17	48.1	487,322	3,959	483,363		
	高 校 卒	54	49.5	483,446	15,246	468,200		
	中 学 卒	3	54.9	400,994	11,985	389,009		
	事務課長代理	139	45.9	482,732	26,508	456,224	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	70	44.6	494,261	34,513	459,748		
	短 大 卒	26	45.3	467,700	15,832	451,868		
	高 校 卒	42	48.4	473,190	20,276	452,914		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	43	42.9	454,179	37,005	417,174	同 上	同 上	
大 学 卒	23	40.3	432,802	26,697	406,105			
短 大 卒	4	46.8	390,331	5,626	384,705			
高 校 卒	16	45.9	497,966	58,240	439,726			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	251	44.5	421,508	36,014	385,494	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	100	40.4	405,785	37,266	368,519		
	短大卒	42	45.6	407,542	30,847	376,695		
	高校卒	105	47.5	443,182	38,053	405,129		
	中学卒	4	48.7	338,651	0	338,651		
	技術係長	159	44.9	450,878	52,851	398,027	同 上	同 上
	大学卒	50	40.4	420,654	46,162	374,492		
	短大卒	26	42.1	429,238	29,512	399,726		
	高校卒	81	48.1	476,230	64,072	412,158		
	中学卒	2	56.4	440,175	53,329	386,846		
	事務主任	303	39.8	422,050	41,176	380,874	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	164	39.1	451,393	45,970	405,423		
	短大卒	47	39.3	421,244	32,824	388,420		
	高校卒	89	41.9	346,731	36,680	310,051		
	中学卒	3	49.9	379,143	11,113	368,030		
技術主任	77	39.4	388,035	46,286	341,749	同 上	同 上	
大学卒	28	35.0	374,670	51,143	323,527			
短大卒	21	39.2	382,736	43,038	339,698			
高校卒	27	43.8	406,182	44,174	362,008			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	1,057	35.1	305,372	39,067	266,305		行政職 1級	
大学卒	542	31.9	319,447	40,165	279,282			
短大卒	185	37.9	297,074	32,348	264,726			
高校卒	321	39.1	283,494	39,688	243,806			
中学卒	9	44.8	321,614	86,433	235,181			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	648	37.3	379,313	60,637	318,676		行政職 1級
	大学卒	348	36.0	395,938	67,293	328,645		
	短大卒	90	37.6	350,944	41,954	308,990		
	高校卒	204	39.8	360,524	55,622	304,902		
	中学卒	6	38.7	326,924	57,779	269,145		

4 企業規模50人以上100人未満

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	32	53.0	531,771	0	531,771	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	14	55.6	545,390	0	545,390		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	18	51.1	521,922	0	521,922		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	10	50.5	556,909	6,764	550,145	同 上	同 上	
大 学 卒	7	50.4	524,384	0	524,384			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	2	57.0	686,000	0	686,000			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	19	52.9	501,249	25	501,224	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	11	55.2	524,976	0	524,976			
短 大 卒	2	47.9	479,148	255	478,893			
高 校 卒	6	50.1	465,571	0	465,571			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	5	46.2	514,469	0	514,469	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）	行政職 6級、7級
	大 学 卒	3	42.8	503,597	0	503,597		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	51.0	529,672	0	529,672		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	50	48.6	463,278	3,112	460,166	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	21	49.3	489,663	2,371	487,292		
	短 大 卒	7	49.9	519,151	10,939	508,212		
	高 校 卒	20	47.4	427,272	1,554	425,718		
	中 学 卒	2	49.5	373,609	0	373,609		
	技術課長	28	47.8	476,661	9,932	466,729	同 上	同 上
	大 学 卒	16	48.5	491,398	11,411	479,987		
	短 大 卒	3	49.3	495,011	0	495,011		
	高 校 卒	7	47.7	455,703	0	455,703		
	中 学 卒	2	40.5	409,313	46,651	362,662		
	事務課長代理	18	46.4	432,806	29,675	403,131	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長—係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	8	49.6	404,617	37,545	367,072		
	短 大 卒	3	48.3	562,333	0	562,333		
	高 校 卒	7	41.9	420,435	30,847	389,588		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	2	41.0	360,459	37,844	322,615	同 上	同 上	
大 学 卒	X	X	X	X	X			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級		
		人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	72	44.3	388,889	54,722	334,167	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級		
	大学卒	18	46.4	369,068	33,718	335,350				
	短大卒	12	43.8	421,286	53,544	367,742				
	高校卒	42	43.6	389,003	63,966	325,037				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術係長	19	38.5	362,502	33,684	328,818	同 上	同 上		
	大学卒	12	34.6	341,723	36,672	305,051				
	短大卒	5	45.2	435,365	36,262	399,103				
	高校卒	2	45.0	305,023	9,309	295,714				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	事務主任	76	40.7	342,264	40,218	302,046			係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	29	37.6	329,167	31,518	297,649				
	短大卒	15	40.9	317,844	30,283	287,561				
	高校卒	32	43.7	365,770	52,926	312,844				
	中学卒	—	—	—	—	—				
	技術主任	28	40.6	368,249	41,030	327,219			同 上	同 上
	大学卒	13	40.9	365,950	29,631	336,319				
	短大卒	9	37.5	390,419	61,503	328,916				
	高校卒	5	43.3	332,243	30,884	301,359				
中学卒	X	X	X	X	X					
事務係員	292	35.0	268,865	24,846	244,019		行政職 1級			
大学卒	106	31.6	274,655	23,182	251,473					
短大卒	58	35.3	253,920	19,831	234,089					
高校卒	123	37.1	265,715	27,495	238,220					
中学卒	5	46.9	393,106	47,615	345,491					

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	103	32.9	298,000	33,837	264,163		行政職 1級
	大学卒	41	31.3	304,373	34,430	269,943		
	短大卒	37	31.8	297,936	32,103	265,833		
	高校卒	24	36.9	284,733	34,980	249,753		
	中学卒	X	X	X	X	X		

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	13	36.2	251,499	9,332	242,167	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	7	51.3	436,851	113,494	323,357	
	守 衛	26	46.3	355,267	55,944	299,323	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	24	61.3	987,032	6,063	980,969	
	大 学 教 授	95	60.2	789,500	8,989	780,511	
	大 学 准 教 授	73	47.8	641,251	10,038	631,213	
	大 学 講 師	50	39.9	527,231	5,465	521,766	
	大 学 助 教	15	38.9	531,735	505	531,230	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	6	55.8	740,942	6,553	734,389	
高 等 学 校 教 諭	91	44.9	556,043	12,436	543,607		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	3	54.5	867,936	0	867,936	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 部（課）長	43	47.4	615,138	1,000	614,138	
	研 究 室（係）長	37	44.1	523,988	53,609	470,379	
	主 任 研 究 員	82	44.8	585,769	11,615	574,154	
	研 究 員	169	33.3	391,077	56,330	334,747	
	研 究 補 助 員	22	35.4	356,074	55,241	300,833	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	65.5	1,383,765	127,500	1,256,265	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	副 院 長	4	58.3	1,434,884	112,250	1,322,634	
	医 科 長	27	50.7	1,571,477	286,001	1,285,476	
	医 師	42	48.2	1,041,608	121,885	919,723	
	歯 科 医 師	3	40.3	870,000	0	870,000	
	薬 局 長	3	57.0	506,829	54,642	452,187	
	薬 剤 師	32	36.8	387,502	43,865	343,637	
	診 療 放 射 線 技 師	41	33.6	344,040	41,647	302,393	
	臨 床 検 査 技 師	27	37.2	335,507	31,025	304,482	
	栄 養 士	37	35.7	264,577	13,848	250,729	
	理 学 療 法 士	87	30.2	323,549	22,788	300,761	
	作 業 療 法 士	64	30.8	298,106	12,367	285,739	
	総 看 護 師 長	7	52.8	580,029	28,394	551,635	
	看 護 師 長	75	44.8	476,511	75,960	400,551	
看 護 師	232	38.1	379,960	50,956	329,004		
准 看 護 師	124	47.0	331,580	29,353	302,227		

その3 再雇用者

企業規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	4	64.9	695,851	0	695,851	その1給与比較の 対象職種の備考欄 参照
60歳男性	-	-	-	-	-	
事務・技術部長	26	61.6	406,375	1,604	404,771	
60歳男性	6	-	378,307	3,798	374,509	
事務・技術部次長	X	X	X	X	X	
60歳男性	-	-	-	-	-	
事務・技術課長	18	61.7	436,852	0	436,852	
60歳男性	6	-	414,588	0	414,588	
事務・技術課長代理	6	62.0	321,388	14,849	306,539	
60歳男性	2	-	290,462	27,040	263,422	
事務・技術係長	12	61.8	310,218	17,149	293,069	
60歳男性	3	-	372,659	15,984	356,675	
事務・技術主任	45	62.8	293,858	34,833	259,025	
60歳男性	6	-	308,802	41,604	267,198	
事務・技術係員	433	61.8	308,521	15,688	292,833	
60歳男性	111	-	306,193	15,876	290,317	

事務・  
技術関係  
職種

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長	/	/
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	支店長・工場長 部長・部次長
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	課長
5級	班長・副主幹			
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員



# 職員給与と民間給与との比較

第24表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
384,321 円	381,098 円	3,223 円 ( 0.85 % )

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。  
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

## 平成27年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の五つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成27年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成27年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成27年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

#### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成26年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とそ  
の子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成27年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,000 <sup>円</sup>	33,060 <sup>円</sup>	44,480 <sup>円</sup>	55,890 <sup>円</sup>	67,300 <sup>円</sup>
住居関係費	30,480	41,120	35,540	29,970	24,390
被服・履物費	4,160	5,230	6,870	8,520	10,170
雑費Ⅰ	31,730	42,760	64,950	87,160	109,350
雑費Ⅱ	13,360	27,290	31,150	35,000	38,850
計	106,730	149,460	182,990	216,540	250,060

# 勞 働 經 濟 指 標

第26表 労働経済指標

項目 年月	①	②	③		④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数(調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全失業 率(季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)				所定内給与 (調査産業計)				所定外給与 (調査産業計)	
			全 国	千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県
	前年度比・ 前 期 比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	(千円)
平成 25年度	2.1	0.0	0.97	0.78	3.9	289.5	△ 0.5	262.8	△ 0.5	264.6	△ 0.9	240.2	△ 0.6	24.9	22.6
26年度	△ 0.9	0.5	1.11	0.91	3.5	290.8	0.3	261.6	△ 0.5	265.4	0.2	239.0	△ 0.5	25.4	22.6
平成 26年 4月		0.4	1.08	0.89	3.6	294.9	0.1	268.0	△ 1.4	268.3	△ 0.4	244.6	△ 1.4	26.7	23.4
5月	△ 2.0	0.3	1.09	0.90	3.6	290.8	0.2	261.2	△ 0.7	265.7	△ 0.1	239.7	△ 0.8	25.1	21.5
6月		0.4	1.10	0.90	3.7	291.9	0.3	260.1	△ 1.5	266.9	0.1	238.0	△ 1.1	25.0	22.1
7月		0.5	1.10	0.91	3.7	291.9	0.6	260.1	△ 0.5	266.6	0.3	237.7	△ 0.9	25.2	22.4
8月	△ 0.3	0.5	1.10	0.91	3.5	290.7	0.2	259.0	△ 1.2	266.2	0.1	237.1	△ 1.4	24.5	21.9
9月		0.4	1.10	0.89	3.6	291.7	0.5	257.2	△ 1.8	267.3	0.4	236.5	△ 1.9	24.4	20.7
10月		0.3	1.10	0.90	3.5	292.9	0.2	260.2	△ 0.8	267.2	0.1	238.2	△ 0.7	25.6	22.0
11月	0.3	0.3	1.12	0.90	3.5	292.4	0.1	259.0	△ 0.3	266.2	△ 0.1	236.2	△ 0.2	26.2	22.8
12月		0.4	1.14	0.91	3.4	292.9	0.4	261.4	0.6	266.5	0.4	237.5	0.6	26.4	23.8
27年 1月		0.7	1.14	0.90	3.6	286.0	0.6	262.3	△ 0.6	260.8	0.5	238.6	△ 0.6	25.2	23.7
2月	1.1	0.9	1.15	0.95	3.5	285.6	0.2	259.9	0.2	260.5	0.2	237.3	0.2	25.1	22.6
3月		0.6	1.15	0.94	3.4	288.2	0.2	260.9	△ 0.5	262.9	0.4	238.5	△ 0.3	25.4	22.4
4月		1.0	1.17	0.99	3.3	292.5	0.5	267.8	△ 0.6	266.5	0.6	243.6	△ 0.9	26.0	24.2
5月	△ 0.3	0.9	1.19	1.00	3.3	286.8	0.0	262.4	△ 0.1	262.6	0.3	239.9	△ 0.4	24.3	22.5
6月		0.9	1.19	1.00	3.4	290.1	0.8	264.1	1.0	265.5	0.8	241.4	0.8	24.6	22.7

資料出所 ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月

(注) 1 ①は平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成22年基準である。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

3 ⑩の平成25年度、平成26年度の欄は、それぞれ平成25暦年、平成26暦年の数値である。

⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目)								⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国				千 葉 市				全 国	千 葉 市	
				二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯				
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
149.5	141.0	12.6	11.5	290.8	1.5	318.7	1.4	280.2	7.7	302.7	5.6	0.9	0.9	1.9
149.3	141.7	12.8	11.9	291.9	0.4	318.7	0.0	299.2	6.8	319.0	5.4	2.9	3.0	2.8
153.5	144.8	13.4	11.9	302.6	△ 0.6	329.5	△ 3.1	288.2	0.5	333.2	6.7	3.4	3.4	4.2
147.5	139.1	12.5	11.1	272.2	△ 3.9	293.5	△ 4.7	278.5	△ 10.5	302.2	△ 21.2	3.7	3.8	4.4
152.9	142.7	12.4	11.3	273.8	1.2	296.0	△ 0.1	281.6	11.7	326.4	14.8	3.6	3.6	4.5
155.6	145.0	12.6	11.8	280.7	△ 2.1	311.5	0.5	294.2	1.8	331.3	8.2	3.4	3.3	4.4
145.2	137.4	12.0	11.0	282.9	△ 0.9	306.1	△ 2.1	327.8	24.2	356.1	11.2	3.3	3.1	4.0
148.2	138.2	12.4	10.8	276.4	△ 1.6	303.6	△ 3.5	298.9	17.5	299.1	9.1	3.2	3.2	3.6
153.7	142.5	12.8	11.3	288.3	△ 0.6	314.5	0.1	372.1	50.4	349.4	41.9	2.9	2.9	2.9
149.1	139.2	13.0	11.9	280.9	0.2	306.2	2.1	281.8	△ 4.2	301.1	10.1	2.4	2.2	2.6
147.9	139.2	13.4	12.4	333.3	△ 0.4	357.8	△ 0.1	311.8	△ 5.1	308.1	△ 2.0	2.4	2.4	1.8
141.4	138.5	12.7	12.9	289.3	△ 2.9	320.0	△ 1.8	283.5	△ 1.7	309.7	6.0	2.4	2.9	0.3
145.4	137.9	12.8	12.2	266.3	△ 0.5	291.4	△ 1.1	276.2	4.7	254.7	△ 9.4	2.2	2.6	0.4
150.4	142.2	13.3	12.1	318.3	△ 7.9	352.2	△ 8.4	397.7	31.0	369.9	6.3	2.3	2.5	0.7
155.8	149.7	13.4	12.7	301.1	△ 0.5	333.1	1.1	339.3	17.7	346.5	4.0	0.6	1.1	△ 2.1
143.0	140.0	12.5	12.2	287.3	5.5	317.2	8.1	281.2	1.0	281.7	△ 6.8	0.5	0.8	△ 2.2
153.4	148.8	12.6	12.3	268.7	△ 1.5	293.0	△ 0.9	269.3	△ 4.3	243.6	△ 25.4	0.4	0.6	△ 2.4

勤労統計調査全国調査、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行



# 人 事 院 勸 告

## 給 与 勧 告 の 骨 子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との格差（0.36%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との較差に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,469円 0.36%〔行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢 43.5歳〕  
〔俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円〕  
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.21月（公務の支給月数 4.10月）

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

##### (1) 俸給表

###### ① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

- ② その他の俸給 表行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

##### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

#### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分  
(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
27年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
	勤勉手当	0.75月(支給済み)	0.85月(現行0.75月)
28年度 以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.80月	0.80月

#### [実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## 3 その他の課題

### (1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

### (2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

## III 給与制度の総合的見直し

### 1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

### 2 平成28年度において実施する事項

#### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

#### (2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

- \* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

## 勤務時間に関する勧告の骨子

### ○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（平成 28 年 4 月実施）

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

### 1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成 26 年 10 月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

### 2 フレックスタイム制の拡充の概要等

#### (1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4 週間ごとの期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる  
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日 5 時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を 1 週間から 4 週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を 1 日設けることができる  
コアタイムは、毎日 2 時間以上 4 時間 30 分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

#### (2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

### 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

### 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成 28 年 4 月 1 日から実施

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相対的に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的なイメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

#### (2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

#### (3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

#### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

### 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

#### (1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

#### (2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、服務管理等の在り方等について検討

#### (3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

#### (4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

#### (5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

#### (6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

